

# 保険・年金 フォーカス

## ソルベンシーⅡが議会で可決

保険会社の健全性規制—欧州

保険研究部 主任研究員 安井 義浩  
(03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

### 1—これまでの動き

#### 1 | ソルベンシーⅡの議決

欧州ソルベンシーⅡの続報である。2013年はじめの長期契約への影響度調査の結果を受けて、金融環境の短期的変動の影響を緩和するための「ボラティリティバランサー」などいくつかの新しい仕組みが提案されていた。そうした点についてはさらに技術的に掘り下げた検討が進められるものと予想していたが、その後、欧州議会、欧州理事会、欧州委員会の3者による数回の協議ののち2013年11月には大きな変更が加えられることなく合意に至り、実質的には議論が終了している状況にあった。

欧州議会でのオムニバスⅡの正式な議決は予定通り2014年3月11日に行われ、少数の極左極右の会派を除くと大多数の賛成で了承された。というわけで、ソルベンシーⅡについては予定通り2016年1月の施行が決定し、これまでに議論されてきた内容には大きな変更もなく進められることになった。(ちなみに「ボラティリティバランサー」は「ボラティリティ調整 (Volatility adjustment)」に名称は変更されている。))

### 2—今後の課題

#### 1 | 各団体の反応

さて、欧州議会でのこうした承認は、昨年11月に上記3者で合意した時点で当然予想されたので、今この時点で特に反響といったものはでていないようだが、さらに技術的に詳細な取扱は Delegated Acts とよばれる規定に拠ることになっているため、細部についてはまだ整備される余地が残されており、今後も引き続き修正に向けての議論が行われるものと見られる。

これについては、欧州保険協会 (Insurance Europe) が、さっそく8項目の懸念点<sup>1</sup>を表明しており、まとまっていると思われるのでここに要約して紹介する。

<sup>1</sup> 欧州保険協会のプレスリリース  
<http://www.insuranceeurope.eu/uploads/Modules/Newsroom/140312-draft-solvency-ii-delegated-acts-dilute-aims-of-eu-legislators.pdf>

- ・信用リスク調整の方法 負債評価に使う割引率の重要な要素であり、高すぎないよう、また過度に大きな変動をしないよう、修正されるべきである。
- ・ボラティリティ調整 長期契約を取り扱う保険会社は、短期の変動に左右されるべきではないので、オムニバスⅡで決定された範囲内で、細部の仕組みを設けるべきである。
- ・マッチング調整 これは長期資産と長期負債が相当程度に対応している場合の経済的なメリットを認識するものであるが、効果的に使われるためにはさらに修正が必要である。
- ・金利の補外方法 現在の案では特に長期契約につき不必要に高いコストがかかるので修正が必要
- ・長期資産に対するリスクチャージ インフラ投資、証券化商品についてのリスクチャージが高すぎる。
- ・第三国との同等性 欧州の国際的に活動する保険グループにとっては重要である、第三国の規制との暫定的な同等性規定が、実質的には機能しないものになっている。
- ・通貨リスク 通貨リスクへのチャージの決定に欠陥がある。
- ・自己資本 自己資本の分類や限度につき、不必要だったり、高いコストがかかったりする。

全般としては、このままでは特に長期資産を保有する能力を著しく制限しているの、資産の売却などを通じて経済全般にも影響を与える上に、顧客にとっても保険料上昇などの悪影響が及ぶ、としている。これらのことはスケジュールに影響させずに、細部規定において修正が可能であろうとして、2016年1月の施行までに修正を要望している。

各国の反応であるが、まず英国については、監督庁 (Prudential Regulation Authority :PRA) が、議会の承認を待つことなく、ソルベンシーⅡのもとでの監督と各社への指導を主導している模様であり、最近の動きとしては、「繰延税金資産の算入」と「内部モデルの使用」について、意見募集が行われている最中のようなものである<sup>2</sup>。また後述するがソルベンシーⅡでは、多くの経過措置が設けられているのだが、そのうち自己資本 (own fund) については経過措置に関わらず、最初からソルベンシーⅡの本規定に従うべく PRA が指導しているようである。

米国は、独自の RBC 規制を維持する方向で、技術的な改良を重ねているので、欧州でソルベンシーⅡが議決されたからといって、これといって直接の反応はない。

ただし、ソルベンシーⅡには EU 外の国との健全性規制との同等性を欧州委員会が評価すべきことが定められており、同等とみなされる地域ではその地域の規制に従ってよいが、そうでない場合 EU と同じソルベンシーⅡに従うとされている。したがって、規制領域をまたがって活動する保険会社・グループにとっては再保険、グループ監督などの面で影響する。そのため規制の厳しさの違いが、契約の獲得競争に影響するような事態を憂慮する声も聞かれる。米国やカナダなどは同等性を評価されてい

<sup>2</sup> PRA の諮問文書

(繰延税金資産 2014. 2) <http://www.bankofengland.co.uk/pradocuments/publications/policy/2014/solvency2deferredtaxcp-14.pdf>

(内部モデル 2014. 3) <http://www.bankofengland.co.uk/pradocuments/publications/policy/2014/solvency2calctechcp714.pdf>

ないため、ビジネス獲得上不利に取り扱われる結果をもたらすのではないかと危惧する再保険会社もあるようだ。今後それに対しどう対応していくかを、実質的に米国の規制を統括する全米保険監督官協会（NAIC）に期待する意見も聞かれる。

## 2 | 複雑な経過措置

ソルベンシーⅡは2016年1月から有効になるとはいえ、実際には多くの経過措置が設けられており、便宜的・一時的なものとはいえ、これが意外に複雑なようである。これを理解するには規定を全て確認する必要があるのだが、さしあたって関連する各種記事を見渡してみると、以下のような点があるとされており、引き続き確認していきたい。

### ・他のエリアとの同等性

「EU内の保険会社がEU外に出再した場合」「EUの保険会社が他の地域に子会社をもつ場合」「他の地域に本拠を置くEU内の保険会社」など様々なケースにおいて、ソルベンシーⅡの（厳しい）規定が適用されるのか、他地域の監督にゆだねられるのかなど様々なケースがあり、ケースによって競争条件が不利になり、撤退を余儀なくされるのではないかという議論がある。

### ・自己資本

ソルベンシーⅡが施行される2016年1月1日か、あるいは細部規定が有効になる日より前の資本調達手段は10年間適用が免除される。

### ・ソルベンシー資本要件（Solvency Capital Requirement :SCR）の猶予

ソルベンシーⅡのスタート時に、自己資本水準がソルベンシーⅠにおける要件を満たしているが、ソルベンシーⅡの要件は満たしていない保険会社は要件を満たすまでに2年間の猶予が与えられる。

### ・責任準備金

保険監督庁の承認を前提に、ソルベンシーⅡの要求を満たすまでに16年間の段階的適用が認められる。ただし下記リスクフリーレートの経過措置と同時に適用することは認められない。

### ・責任準備金計算に用いるリスクフリーレート

保険監督庁の承認を前提に、2016年1月1日時点の保有契約については、規定するリスクフリーレートの適用が16年間の段階的適用が認められる。ただし、これはマッチング調整を適用する保険契約群団には適用されない。

このほか、通貨リスク・株式リスクのSCRへの反映、内部モデルの使用、報告期限などに2年以上の経過措置が設けられる規定となっているようだが、これらについてはなお今後議論や変更がありそうでもあり、今後追っていくことにしたい。

## 3 — おわりに

いずれにしても、法令上の大きな枠組みの部分は、数年間延期されてきたオムニバスⅡがやっと議決に至ったということで、前進した感はあるのだが、細部の取扱や経過措置をめぐっては、今後も微修正が行われるようである。こうした面は現実的・政治的な色合いが強い部分と思われるので、理論

的な意味合いは薄いと思われるが、保険会社の置かれたこういった現状をいかに反映するかをみると今後の参考になるかもしれない。今後も米国など他地域への影響なども含め広く注目していきたい。